

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	小金井市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/410/shakaihoshou/maina_dokuji.html

執行機関名 小金井市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第2 第9の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第一条	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則 第1条、第2条3号、4号、6号、7号、8号、9号

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この規則は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)</u>第77条の地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 小金井市が実施する地域生活支援事業は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める事業を行うものとする。 (3) <u>日常生活用具費給付事業 在宅の重度の日常生活を営むのに支障がある障害者等に対し、日常生活を容易にするための日常生活用具の購入等に要する費用の給付を行う事業</u> (4) <u>移動支援費・日中一時支援費給付事業 屋外での移動に困難がある障害者等に対し、自立生活及び社会参加の促進を図るため移動支援に要する費用を給付する事業並びに障害者等に日中活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため障害者等を一時的に保護するための費用を給付する事業</u> (6) <u>訪問入浴サービス事業 家庭において入浴が困難な障害者等に対し、障害者等の福祉の向上を図るため、訪問入浴サービスを提供する事業</u> (7) <u>自動車運転免許教習助成事業 障害者に対し、日常生活の利便性の向上及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成する事業</u> (8) <u>自動車改造費助成事業 重度身体障害者に対し、社会復帰の促進を図るため就労等に伴い自動車を取得する場合にその自動車の改造に要する経費を助成する事業</u> (9) <u>更生訓練費給付事業 法に基づく就労移行支援事業を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設を除く。)に入所又は通所している者に対し、社会復帰の促進を図るため更生訓練費を支給する事業</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号</p>	<p>小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第14条第1項</p>
<p>②事務の内容</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則(平成18年規則第62号)第14条第1項の規定による日常生活用具費の給付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査</p>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第13条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ハ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第13条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ホ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第15条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ト	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第13条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号チ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第13条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第13条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ヌ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第13条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第21条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第21条第1項の規定による移動支援費又は日中一時支援費の給付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第25条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ハ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第25条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ホ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第18条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ト	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第18条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 チ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第18条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 リ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第25条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ヌ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第25条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第23条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第23条第1項の規定による受給者証の内容の変更申請の受理、当該申請に係る事実についての審査
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第25条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ハ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第25条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ホ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第18条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ト	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第18条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号チ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第18条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第25条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ヌ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第25条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第31条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第31条第1項の規定による訪問入浴サービスの申請の受理、当該申請に係る事実についての審査
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第34条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ハ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第34条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ト	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第29条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第34条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ヌ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第34条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第33条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第33条の規定による訪問入浴サービスの申請事項の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第34条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ハ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第34条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ト	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第29条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第34条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ヌ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第34条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第37条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第37条第1項の規定による自動車運転教習費の助成金の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第35条第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ト	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第35条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第35条第4号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ヌ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第35条第4号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

事務7	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第41条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第41条の規定による自動車改造費の助成金の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第39条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ハ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第39条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ト	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第39条第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第39条第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ヌ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第39条第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務8	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第48条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第48条第1項の規定による更生訓練費の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第46条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ホ	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第46条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ト	小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第46条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
備考		